

神戸市公共建築物の定期点検の実施及び報告に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市が所有又は管理する建築物の敷地及び構造、昇降機、昇降機以外の建築設備、防火設備並びに遊戯施設（以下「建築物等」という。）について、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第2項及び第4項に定めるところにより定期に点検を実施し、建築物等の適正な維持及び保全を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で用いる用語は、法及び神戸市公有財産規則（昭和39年規則第124号。以下「財産規則」という。）に定めるところによる。

(点検義務者)

第3条 点検の義務を有する者は、財産規則第16条で定める建築物等を所管する部局の長、水道事業管理者及び交通事業管理者とする。

(点検の対象となる建築物)

第4条 建築物の敷地及び構造に関する点検の対象となる建築物は、別表1に掲げる建築物とする。

(点検の対象となる特定建築設備等)

第5条 特定建築設備等に関する点検の対象となる特定建築設備等は、昇降機並びに前条に規定する建築物に設ける換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備、排水設備及び防火設備とする。

(点検及び報告)

第6条 第3条に定める部局の長は、第4条で定める建築物、前条で定める特定建築設備等及び法第88条第1項に規定する昇降機等について、損傷、腐食その他の劣化の状況のほか、安全上、防災上又は衛生上必要な事項について、定期に点検を行わなければならない。

2 前項の点検（建築住宅局長が定める点検を除く。）を行った場合は、その結果を定期に建築住宅局長に報告しなければならない。

(助言)

第7条 建築住宅局長は、第6条に定める点検について必要な助言を行うことができる。

(施行細目の委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 第6条第1項で規定する防火設備の点検は、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年国土交通省令第10号)附則第2条第5項の規定に関わらず、1回目の点検を平成30年3月31日までに、2回目の点検を平成30年度に行うものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。